

## パブリックコメント手続制度に基づき

# 市民の皆さんからの意見を募集します

パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策の策定などにあたり、政策の趣旨、内容などを公表するとともに、市民からの意見などの提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

今回は、次の3つの計画を策定するにあたり、意見の募集をします。

### ①第8次刈谷市総合計画（案）への意見募集

市のまちづくりを進めるうえでの基本となる計画で、市が目指すまちづくりの方向やそれを実現するために取り組むべきことを定めるものです。

☎ 企画政策課（☎95-0003、✉kikaku@city.kariya.lg.jp、FAX23-1105） ID 1011364

### ②第4次刈谷市都市計画マスタープラン（案）への意見募集

都市計画法に基づき作成する計画で、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

☎ まちづくり推進課（☎62-1022、✉machi@city.kariya.lg.jp、FAX23-9331） ID 1011361

### ③第3次刈谷市緑の基本計画（案）への意見募集

都市緑地法に基づき作成する計画で、緑地の保全や都市公園の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、緑全般について長期的な施策を定めるものです。

☎ 公園緑地課（☎62-1023、✉kougou@city.kariya.lg.jp、FAX23-9331） ID 1011365

## 共通

#### ◆意見を提出できる人

市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する人、本計画に利害関係を有する人

#### ◆計画案の閲覧場所

市HP、市役所情報コーナー、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センター（ひまわり）、一ツ木福祉センター、①は企画政策課、②はまちづくり推進課、③は公園緑地課

#### ◆意見提出

10月3日(月)から11月1日(火)までに、計画名、住所、勤務先または学校名（市外の人のみ）、氏名（フリガナ）、連絡先、意見（様式自由）を郵送、メール、FAXまたは直接、各担当課（〒448-8501 刈谷市役所）へ。

※個別の回答や電話による受付は行いません。

※直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるものは、意見として取り扱いません。

#### ◆意見への対応

募集した意見は各計画策定に向けての参考とします。また、提出された意見は、意見の概要および市の考え方を取りまとめて公表します。